

会津若松市住宅取得支援事業補助金交付要綱

(令和 5 年 3 月 31 日決裁)

(令和 6 年 3 月 31 日決裁)

(令和 7 年 6 月 26 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、会津若松市への若年層の移住・定住を促進し、地域社会の活性化を図るため、福島県外から転入し、本市に定住する目的で住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において会津若松市住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、当該補助金の交付については、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成 4 年会津若松市規則第 1 号）その他法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民として永住の意思をもって本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (2) 県外移住者 福島県外から令和 5 年 4 月 1 日以降に本市に転入した者又は転入しようとする者で、本市に住所を移転する直近まで継続して 5 年以上、福島県外に住所があるもの（同一世帯員及び同居する他世帯員（以下「同居者」という。）を含む。）をいう。
- (3) 住宅 戸建住宅、集合住宅又は居住部分の床面積の合計が全体の床面積の 2 分の 1 以上の併用住宅をいう。
- (4) 基準日 新築住宅にあつては当該住宅の工事契約締結日を、住宅の購入にあつては当該住宅の購入の契約締結日をいう。
- (5) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 3 条第 1 号に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (6) 事業完了日 補助対象者（第 5 条に規定する補助金の交付の対象となる者をいう。以下同じ。）が、補助対象住宅に住所移転した日をいう。

(補助対象住宅)

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の関係法令に適合していること。
- (3) 戸建住宅の場合は、延べ床面積が住生活基本計画（全国計画）（住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 15 条第 1 項に規定する全国計画をいう。以下この号において同じ。）において定める一般型誘導居住面積水準以上であること、集合住宅の場合は、

延べ床面積が住生活基本計画（全国計画）において定める都市居住型誘導居住面積水準以上であること。

- (4) 昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。
- (5) 補助対象者又はその配偶者の 3 親等以内の親族から取得したものではないこと。
- (6) 会津若松市空家等改修支援事業補助金交付要綱（平成 30 年 6 月 14 日決裁）に規定する会津若松市空家等改修支援事業補助金（空家等改修支援事業）の交付を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費を除く住宅の取得に要したものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- (5) 住宅取得に係る諸経費（各種手数料、保証料、保険料、税等）

（補助対象者）

第 5 条 補助対象者は、本市に定住する意思を持って補助対象住宅を取得する県外移住者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象住宅に自ら居住する者
- (2) 基準日において 40 歳以下である者
- (3) 補助対象住宅の取得日から 3 か月以内に居住する者
- (4) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間以上継続して、補助対象住宅に定住する者
- (5) 同居者全員を含め、市税等を滞納していない者
- (6) 同居者全員を含め、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 補助対象住宅に係る基準日及び取得日が令和 5 年 4 月 1 日以降である者
- (8) 転入の届出日から基準日までの期間が 2 年未満であること。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、700,000 円を上限に、福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱」（平成 29 年 8 月 21 日付け 29 建第 1058 号福島県土木部長通知）に定める要件に該当する場合には、同要綱の規定に基づき 700,000 円を上限に加算するほか、基準日において地域活性化加算額として次の各号の区分に応じ、合計 3 件まで当該各号に掲げる額を加算する。ただし、福島県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

- (1) 子育て世帯加算 中学生以下の世帯員がいる場合

- (2) 就業要件加算 世帯員が、以下のアからエまでのいずれかに該当する場合
- ア 市内に所在する本社又は支社、支店、工場等のうち本社を市内に有する事業所等へ週 20 時間以上の無期雇用契約にて就業する場合
 - イ 市内で就農する場合
 - ウ 市内で起業する場合
 - エ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、市内の移住先を生活の本拠とし、移住元での業務をテレワークで引き続き行う場合
- (3) 地域産業活性化要件加算 市内に本社を有する建築事業者が施工を請け負う場合
- (4) 長期優良住宅の普及加算 以下のアからウまでのいずれかに該当する場合
- ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に基づく、長期優良住宅の認定を受けた住宅であること。
 - イ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）に基づく、低炭素建築物新築等認定計画の認定を受けた住宅であること
 - ウ 第三者認定機関による、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）認定を受けた住宅であること。

2 補助金の額は、第 4 条に規定する補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額と前項の規定により算定される額とを比較していずれか低い方の額とする。

3 前項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 この補助金の交付は、同一補助対象者につき 1 回限りとする。

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、会津若松市住宅取得支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）に以下に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 会津若松市住宅取得支援事業補助金の交付申請に関する誓約書（第 2 号様式）
- (2) 補助対象住宅が共有名義である場合は、代表者選任届（第 3 号様式）
- (3) 本人及び同居者全員の住民票又は戸籍の附票及び納税証明書
- (4) 補助対象住宅の内容が確認できるもの（位置図、配置図、平面図、立面図など）
- (5) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 前条第 1 項の地域活性化加算に該当する場合は、その内容が確認できるもの
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、基準日から起算して 6 か月以内に行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、会津若松市住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 前条の規定による決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、取得日から3か月以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、会津若松市住宅取得支援事業補助金実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類を審査し、適当と認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定し、会津若松市住宅取得支援事業補助金確定通知書（第6号様式）により交付対象者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した補助金の額と第8条第1項の規定に基づき通知した補助金の額が同額である場合には、前項に規定する通知を省略することができる。

（補助金の交付請求）

第11条 交付対象者は、補助金の請求をしようとするときは、会津若松市住宅取得支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査及び報告）

第12条 申請者又は交付対象者は、市長が当該事業に関する報告又は関係書類、帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年未満で補助対象住宅を処分したとき。
- (2) 偽りその他不正な手続により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、会津若松市住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、会津若松市住宅取得支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて交付対象者に返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求める額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号から第3号までの事由による場合 交付額の全額

(2) 前条第1項第4号による場合 市長が定める額

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、基準日及び本市に転入した日が令和6年4月1日以降である者に係る補助金から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている改正前の会津若松市住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の会津若松市住宅取得支援事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に本市に転入した者であって、同日の時点において、その者に係る転入の届出日から基準日までの期間が2年以上となる場合にあっては、改正後の第5条第8号の規定は適用しない。